

1 搬入・分別ルール

- 令和2年9月14日以降、災害廃棄物の搬入ルールについては以下の通りとなります。分別ルールは、「4. 分別ルール」を参照してください。
- 受入施設は、人吉市災害廃棄物仮置場（人吉中核工業用地）のみです。人吉球磨クリーンプラザには持ち込まないでください。（ただし、生ごみなどの食品系廃棄物は除きます。）
- その他、仮置場の運営委託先の指示に従ってください。

2 特別搬入許可証

- 仮置場に、災害廃棄物を搬入する際には、特別搬入許可証が必要です。
- 公費解体は緑色、自費解体はピンク色、片付けごみ等は黄色の色分けで特別搬入許可証を作成します。
- 仮置場へ持ち込む際には、特別搬入許可証を提示してください。搬入のたびに裏面に日付印を押印します。

(1) 公費解体廃棄物

- 解体受託業者からの依頼に基づき、市環境課で発行し、解体業者に交付します。
- 1つの解体現場につき、3枚発行し、車両は特定しません。
- 有効期間は原則2ヶ月とします。
- 家屋解体廃棄物は、全て人吉市災害廃棄物仮置場にて受け入れます。



(2) 自費解体廃棄物

- 特別搬入許可証は市環境課で発行します。
- 発行受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。
- 申請に必要な書類は以下のとおりです。
 - 被災家屋解体廃棄物特別搬入許可証交付申請書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - 印鑑（来庁者の印。認印可、シャチハタ不可。）
 - 委任状、同意書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - り災証明書又は被災証明書（コピー）
 - り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
 - 解体工事請負契約書（原本とコピー）を持参。原本は返却。）
 - 収集運搬委託契約書（解体業者以外の者が解体廃棄物を収集運搬する場合のみ必要。）
- 使用する車両ごとに発行します。
- 有効期間は原則1ヶ月とし、必要に応じて延長します。



(3) 片付けごみ等

- 家屋解体以外の災害ごみ（家屋の修繕等に伴い撤去したボード類等。）を処分する際にも、特別搬入許可証が必要になります。
 - 市環境課において、搬入前に特別搬入許可証の発行手続きが必要です。
 - 発行受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。
 - 申請に必要な書類は以下のとおりです。
 - 災害ごみ搬入許可証申請書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - り災証明書又は被災証明書（コピー）
 - り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
 - 来庁者の印鑑
 - 委任状（市指定様式。運搬業者等が手続きを代行する場合に必要。HPからもダウンロード可。）
- ※搬入車両のナンバー、搬入回数を申請書に記入する必要があるの、控えてご来庁ください。
- これまで同様、生ごみ系は持ち込まないため、通常のごみとしてごみステーションに出してください。



3 搬入時の注意事項

- 特別搬入許可証に記載の有効期限等をよく確認してください。 整合していない車両は搬入できません。
- 国道221号沿いでの待機は出来ません。仮置場内には車両待機場がありますので、国道に並ばないでください。
- 仮置場の受入時間は、日曜日・祝祭日以外の9時30分～12時・13時～16時です。お昼時間等の受入時間外に搬入されても荷降ろしは出来ません。車両待機場でお待ちください。
- 道路交通法は遵守し、過積載等がないようにしてください。
- 公費解体廃棄物及び自費解体廃棄物を運搬する場合は、荷台にシートを掛けてください。シート（ネット可：被せた状態で網目5cm以下）を被せていない車両については、仮置場への搬入はできません。
- シート掛け、シート外しは仮置場内で行ってください。（国道221号沿い等で行うことはできません。）
- フレコンバッグについては、「4. 分別ルール」で指定してある廃棄物以外では使わないでください。（内容物が確認できる状態で搬入してください。）
- 廃棄物の運搬については、落下や飛散をさせないよう、トラック荷台への積込みや固定はしっかりと行い、出発前に再確認をしてください。
- 交差点での右左折時やカーブなど遠心力が生じる場合や、停車から発進する場合の加速度が生じる場合は、特に注意してください。

4 分別ルール

No.	受入品目	分別ルール
1	コンクリートから	分別ルール
2	コンクリート二次製品	セメント瓦含む
3	アスファルトから	
4	自然石・庭石	
5	木くず（柱・梁）	石膏ボード等は外してください
6	木くず（生木・木製家具類）	家具類は中身を出してください
7	畳・むしろ	
8	土壁・泥壁	
9	石膏ボード	品目ごとにフレコンに入れて、マジックで内容物を記載
10	スレート・サイディング・ケイ酸カルシウム板・コロニアルくず	
11	石綿含有廃棄物	
12	木毛セメント板	
13	断熱材（保温くず）	
14	瓦（焼き瓦）	セメント瓦除く
15	ガラス・陶磁器	
16	レンガ・タイル	
17	金属くず	
18	リサイクル家電5品目（洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機）	品目ごとに分けて降ろします
19	その他家電（パソコン・電子レンジなど）	
20	ソファ・ベッドマット	
21	可燃物・布団・カーテン・衣類・紙くず・プラ製家具類・塩ビパイプ等	
22	処理困難物 （蛍光管・電池・バッテリー・石油ストープ・ソーラーパネル・廃タイヤ・ガスボンベ・カセットボンベ等）	品目ごとに分けて降ろします
23	解体残さ（土砂混じりがれき）	

※この分別ルールは、変更になる場合があります。変更があった場合は、運営委託先の指示に従ってください。

【本書の内容についてのお問い合わせ】

人吉市 市民部環境課 災害廃棄物対策室
TEL：0966-22-2111（内線：2711）

【分別ルールについてのお問い合わせ】

人吉市災害廃棄物仮置場 運営委託先：石坂グループ
TEL：050-5433-5258

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。 ※災害がれきの搬入場所は益城中央小学校跡地です。

分別の区分

- ①木（家具） ②木（柱） ③畳、布団類
- ④家電4品目（TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）
- ⑤パソコン ⑥その他家電（電子レンジなど） ⑦金属ごみ
- ⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。

※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。

※ その他、取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油など危険物 ・農薬など取扱困難物
- ・土砂 ・石綿含有物 ・太陽光パネル
- ・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ

※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

※ 場内は徐行運転でお願いします。

※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

回 覧

大浦地区の皆様へ

宇和島市生活環境課

大浦災害ごみ仮置場について

西日本豪雨により、7月13日から災害ごみ仮置場を大浦地区埋立地に設置しました。大浦地区の住民のみなさまには大変御迷惑をおかっています。大浦災害ごみ仮置場は、7月13日から市職員等にて運営して参りましたが、7月30日から民間へ業務委託することになりますのでお知らせします。市管理のうえ、引き続き仮置場の適正な管理に努めますので御理解のほどよろしくお願ひします。

○ 7月30日以降の変更点を含む概要は以下のとおりです。

- ・ 畳、木製品、燃えるごみ、燃えないごみ、金属、家電など種類別に受入れ
- ・ 可燃ごみなど臭いの発生しやすい物から優先的に持ち出し
- ・ 受入時間は9時～17時 (12時～13時は閉鎖)
- ・ 運営管理は事業者へ委託 (夜間ガードマンも依頼)
- ・ 持込みされる方にて荷下ろし

大浦受付で配布しているチラシ



出典：宇和島市提供資料

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

報道関係各位
以下の件につきまして、新聞、TV等の、
震災関係の生活関連情報欄に掲載いた
だきますようお願いいたします。

記者発表資料
平成28年4月13日
(担当) 環境局環境都市推進課
(内線) 735-3370
(直通) 214-0008

津波により発生・漂着した宅地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します

震災における津波により発生・漂着した、宅地などの敷地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します。

震災被害からの、一日も早い復旧と今後の復興に向け、被災された方々の生活の再建や生活環境の保全を図る観点から、できるだけ速やかに進めたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1 撤去の実施地区等

4月22日(金)から、下記の地域で撤去作業を開始します。今後の作業予定などは、前もって、おおむね一週間単位でお知らせします。

なお、全体の撤去終了までは、数カ月程度を要する予定です。

- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| (1) 宮城野区蒲生・中野地区 | (2) 宮城野区蒲生・岡田地区 | |
| (3) 若林区神屋敷地区 | (4) 若林区四ツ谷地区 | (5) 若林区藤田地区 |
| (6) 若林区笠原敷地区 | (7) 若林区荒浜地区 | (8) 若林区下飯田地区 |
| (9) 若林区今泉地区 | (10) 若林区二本木地区 | (11) 若林区三本塚地区 |
| (12) 若林区橋次地区 | (13) 若林区舟土地区 | (14) 若林区藤塚地区 |

2 問い合わせ

環境局がれき撤去(宅地)担当 Tel. 022-214-0028 (4月14日より)

3 その他

- (1) 撤去作業中にアルバムや位牌(いはい)等が回収された場合は、市で一時保管し、所有者の方に引き渡す機会を設ける予定です。
- (2) 大型重機を用いての作業となるため、撤去現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の市職員や現場作業員の指示に従ってください。

【参考】

1 撤去の対象

宅地や中小の事業所の敷地内の、津波によって発生・漂着した「建築物等の残骸」や「流木」などのがれき、自動車等。

- ※ 完全に倒壊してがれき状となっている家屋は、基礎のみを残し撤去します。
- ※ 農地については、農業用水路・排水路のがれき等の撤去や農地への進入路を確保し、かつ、宅地におけるがれき等の撤去が終了した段階から開始します。(担当:経済局)

2 撤去の進め方

- (1) ひきまとまりの地区ごとに、重機を使用して撤去作業を行います。撤去を希望されない場合は、上記道路先までご連絡ください。
- (2) 自動車については、事前に張り紙により告知の上、撤去します。なお、現場の状況により、がれき等とは撤去日が前後することがあります。

出典:「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」(平成28年3月、仙台市環境局)

[ホーム](#)[くらし・環境](#)[産業・経済](#)[健康・福祉・介護](#)[教育・スポーツ・文化](#)[市政](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・環境](#) > [ごみ出し情報](#) > [ごみ・リサイクルの出し方](#) > 災害廃棄物の処理について
[ホーム](#) > [組織から探す](#) > [環境部](#) > [環境業務課](#) > 災害廃棄物の処理について

災害廃棄物の処理について

最終更新日：2020年10月28日

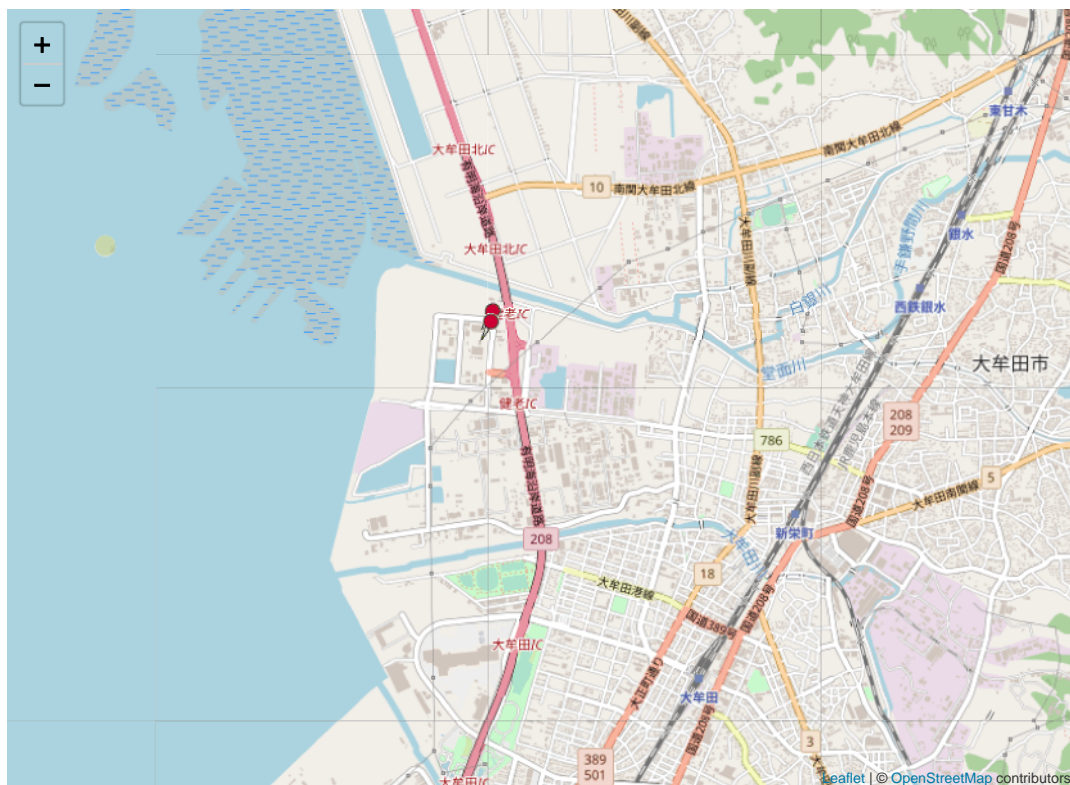
災害廃棄物の処理について

令和2年7月豪雨により発生した災害ごみは、各施設で受入れています。
災害ごみを施設に搬入するときは、ごみの分別にご協力をお願いします。

受入場所（施設）

可燃系のごみ：大牟田・荒尾RDFセンター 大牟田市健老町468番地（大牟田エコタウン内）

不燃系のごみ：大牟田市リサイクルプラザ 大牟田市健老町467番地（大牟田エコタウン内）



受入日及び時間

平日：9時00分～12時00分 13時00分～16時00分

※休日の受入れについては、事前申込みにより、市が指定する日曜日に受入れます。

受入れる災害ごみ

- ・可燃物（プラスチック・衣類など）
- ・畳
- ・ふとん類
- ・家具類
- ・不燃物（小型家電、金属くずなど）
- ・ガラスくず・陶磁器くず
- ・家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）など

※産業廃棄物の施設への持ち込みはできません

受付

施設搬入時に、り災証明書等及び搬入者の免許証等の身分証明書の提示をお願いします。

また、災害ごみ確認のため、現地での調査等を行う場合があります。

その他

- ・旧船津中学校跡地については、7月9日（木）をもって廃止しました。
- ・諏訪公園駐車場については、7月10日（金）より受入れを開始しました。
- ・仮置場に持ち込めるものは、大牟田市内で発生した災害ごみに限ります。
- ・宮浦公園については、7月21日（火）をもって廃止しました。
- ・大雨の影響により7月24日（金）の受入れを中止しました。
- ・手鎌北町公園については、7月29日（水）をもって廃止しました。
- ・9月6日（日）は台風10号の接近により休止しました。
- ・諏訪公園西側駐車場については、9月15日（火）をもって廃止しました。

**このページに関する
お問い合わせは**

環境部 環境業務課
〒836-8666
福岡県大牟田市有明町2丁目3番地（大牟田市庁舎南別館1階）
電話：0944-41-2723
[お問い合わせメールフォーム](#)

(ID:8435)



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[ページの先頭へ](#)

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [市民の皆さんへ](#) > [ごみ・衛生・し尿処理](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [令和元年東日本台風（台風第19号）災害関連情報](#) > 令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物仮置場について

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [市民の皆さんへ](#) > [消防・防災](#) > [風水害](#) > [令和元年東日本台風（台風第19号）災害関連情報](#) > 令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物仮置場について

令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物仮置場について

[通常ページへ戻る](#) 更新日：2020年11月1日更新 [Tweet](#)

令和元年東日本台風に伴い発生した災害廃棄物について

令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物は、市内に開設した災害廃棄物仮置場で受け入れをしています。

なお、搬入できるのは被災家屋の個人の災害ごみに限定されており、リフォームや自費解体で発生したごみは持ち込むことはできません。

仮置場では、確認のため搬入の際に罹災証明書の提示をお願いしています。

また、7月6日から災害廃棄物を搬入できるのは罹災証明書に記載されたご本人、同居の家族のみとしています。

搬入時、本人確認のため運転免許証等の提示もお願いしています。

ご本人等による搬入が困難な場合は個別回収をご利用ください。

くわしくは([災害ごみの個別回収について](#))をご覧ください。

(個別回収も受付できるのは被災家屋の個人の災害ごみのみです。)

災害廃棄物(土砂・土のうを除く)の仮置場について

受入時間

月曜日から土曜日 午前8時00分から午後4時00分まで

分別方法

仮置場では、災害廃棄物を次の9種類に分別しています。置き場所等は、各仮置場の係員が案内いたします。

1. 不燃物（コンクリート・ブロックがら、その他不燃物）
2. 金属くず
3. 危険物・石膏ボード・スレート
4. タイヤ
5. 木くず
6. 家電（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、テレビ、その他家電）
7. 畳
8. 可燃混合物
9. 土砂混じりがれき

仮置場一覧

仮置場	場所（長野市行政地図情報）	受入期間
豊野東山運動場	長野市豊野町大倉1609	令和元年12月16日から当面の間、

仮置場	場所（長野市行政地図情報）	受入期間
		受入れを継続します。
アクアパル千曲	長野市真島町川合1060	令和元年10月23日から当面の間、 受入れを継続します。

※豊野町大倉の北信五岳道路から豊野東山運動場までの市道は、地元地区の方が生活用道路として使用しています。廃棄物を持ち込まれる方は20km/h以下で走行いただくよう、ご配慮をお願いします。

※アクアパル千曲へ家庭からの災害ごみを搬入する車については、料金所で係員へ**罹災証明書をご提示いただければ**五輪大橋の通行料金が無料になります。自動機（無人）レーンをご利用の場合は、係員呼び出しボタンでご連絡ください。

土砂について

災害ごみ仮置場では、家電、可燃物、不燃物等の**廃棄物の置き場所の確保のため、土砂は受け入れていません**。被災地区の家屋から出た土砂については、**真島旧碎石場跡へ搬入してください**。なお、詳細につきましては、**環境保全温暖化対策課（電話 026-224-5034）**へお問い合わせください。

事業所・農地から出た災害廃棄物について

事業所・農地の事業復旧に伴うごみ、業者による家屋の解体ごみは、事業ごみになります。

災害廃棄物仮置場や市の集積所には出せません。

産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別し、収集運搬業許可業者に処理を依頼してください。

[産業廃棄物処理業者 名簿](#) [一般廃棄物収集運搬業許可業者 名簿](#)

被災された農業者の方につきましては[台風19号で被災された農業者の皆さんへ（農業政策課）](#)をご覧ください。（農業政策課 電話 026-224-5037）

農地・農業施設の災害復旧、農地（リンゴ畑等）に溜まった土砂の処分につきましては、[こちら（農林部森林農地整備課）](#)をご覧ください。（電話 026-224-7039）

お願い

以下のような行為は**違法行為になりますので、絶対にやめてください**。

目撃した方は、場所や車両ナンバー、時刻等を記録し、廃棄物対策課（電話 026-224-7320）や警察へ通報してください。

- 災害ごみ仮置場から家電、金属類等を勝手に持ち帰る行為（処分のためと称して持ち出す行為）
- 廃棄物処理業許可の無い者が、災害廃棄物を有料で受け入れる行為
- 産業廃棄物（解体業者による解体ごみを含む）や災害と無関係な廃棄物を、家庭の災害ごみと偽って仮置場へ搬入する行為

より良いホームページにするため、皆さまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った

普通

役に立たなかった